

発行/芦屋市役所

☎0797-31-2121/☎0797-38-2152  
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
HP <http://www.city.ashiya.lg.jp>  
✉ info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ  
障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178



第3回保健福祉フェアくしょうがい者スポーツひろば

### 権利擁護支援センター

障がいのあるかたや高齢者の権利を守るための相談事業等を実施しています。虐待・消費者被害・財産管理・金銭管理・成年後見制度の利用等の相談を行なっていますので、ご利用ください。

■日時 平日・午前9時～午後5時30分

■場所 保健福祉センター1階

弁護士・司法書士と社会福祉士の協働による「権利擁護専門相談(予約制)」も実施しています。ご希望のかたはお問い合わせください。



権利擁護支援センター

問い合わせ 権利擁護支援センター

☎31-0682/☎31-0687/✉ashiya-asc@hn.pasnet.org

### 障がい者相談支援事業

社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を持った4人の相談員が、福祉サービスの内容、事業所の紹介等、障がいに関わるあらゆる相談に応じています。お気軽にご相談ください。

■日時 平日・午前9時～午後5時30分

■場所 保健福祉センター1階

障がい者手帳の有無に関係なく相談に応じます。相談無料、秘密は厳守します。



障がい者相談支援事業

問い合わせ 障がい者相談支援

☎31-0692/☎32-7529/✉sodanshien@ashiya-shakyo.com

### これって虐待?と思ったら...

虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合の通報、養護者の支援に関する相談等、お問い合わせは下記まで

《平日・午前9時～午後5時30分》

■障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター)

☎31-0682/☎31-0687

■障がい者相談支援事業所 ☎31-0692/☎32-7529

《平日・午後5時30分～午前9時/土・日・祝日・年末年始》

■市役所警備室 ☎31-2121/☎38-2178

■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター) ☎31-0682

## 10月1日から「障害者虐待防止法(略称)」が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成23年6月に公布され、本年10月1日から施行されました。この法律では、養護者・障がい者福祉施設従事者等や使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、市等に通報しなければならぬと定められています。今回の特集号では、障害者虐待防止法の概要や芦屋市の取り組みなどとともに、通報先も掲載していますのでご協力をお願いします。

### 速やかな通報が支援への第一歩

#### 障害者虐待防止法の概要

障害者虐待防止法は、第一歩(目的)の中で、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」と考え、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のた

#### 【筆者プロフィール】

上田 晴男(うへだ はるお)氏



日本福祉大学卒業  
桃山学院大学大学院社会学  
研究科修士課程終了  
社会福祉士  
現在、特定非営利活動法人  
「PASネット」理事長/芦  
屋市権利擁護支援センター  
長/「権利擁護で暮らしを支  
える～地域をつないだネッ  
トワーク～」編者等

め措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援による障害者虐待の防止に資する支援を行うこととされています。この内容は障がいのある人たちが、普通に自分らしく、みんなと暮らし、ご本人が虐待または虐待が疑われる行為によって何らかの不利を受けられている状態がある場合は、その状態の改善を図ることが重要なのでみんなで取り組みましょうということを行っています。

#### 通報は支援の入り口

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。(使用者による障害者虐待の場合は、都道府県への通報も可)とされています。ここで重要なのは、この通報義務の規定が高齢者虐待防止法(略称)のように、「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」ではなく、その状態に関わらず速やかに通報しなければならないこととされていることです。

#### 芦屋市の取り組み

本市では、障がい者虐待対応マニュアルを独自に作成して対応の準備を図るとともに、障害者虐待防止センターの機能、通報または届出の受理障がい者および養護者に対して、相談・指導および助言を行う「障がい者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動」の一部を権利擁護支援センターに委託して体制を整えています。

「虐待を受けていると思われる状態」とは、言い換えれば支援を必要としている状態だと言えます。その状態を改善するためには、まず通報が必要です。行政や支援機関は通報を受けて対応することができません。その意味では、通報は支援の入り口と言えます。なお、通報にあたっては、通報する人が虐待かどうかを判断する必要はありません。それは通報を受けた行政が事実確認を行ったうえで判断します。「疑わしい」状況があれば通報していただくことが重要です。

市民の皆さんお一人お一人が、障がい者虐待防止にご協力いただきますようお願いいたします。